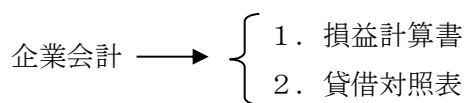


財務情報の公開

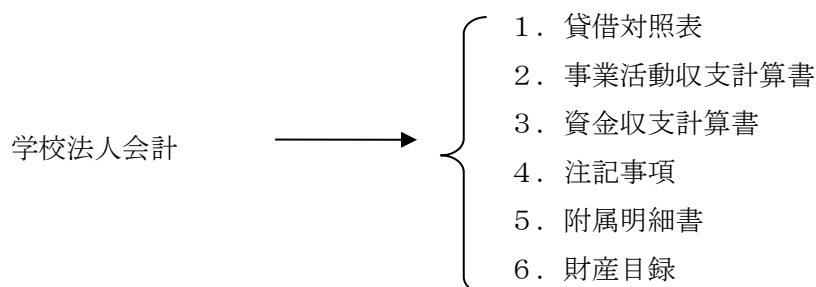
1. 学校法人会計とは

企業会計は、利益計算を目的に、一定の期間ごとの損益計算によって企業の経営状況を明らかにすることを趣旨としますが、学校法人会計では、学生の入学者数により収入金額がほぼ確定し、授業料として先取り徴収できるという点で企業会計とは大きく異なる収益構造から、中長期的な収支の均衡が重視され、教育研究活動が適正に行われたかどうかを把握することが目的となります。平成 25 年 4 月には、一般的により分かりやすく、社会に対する説明責任を果たすことを目的に「学校法人会計基準」の改正がなされました。

つまり、企業会計は、株主、経営者、債権者等の利害関係者に対して、会社の財政状態および経営成績を明らかにするために、期間損益計算を行い、損益計算書、貸借対照表の 2 つの決算書を作成します。



一方、学校法人会計では、教育研究活動を中心とした学校の全活動の状況を計算書類で明らかにするために、私立学校法（昭和 24 年 12 月 15 日法律第 270 号）第 101 条に基づき、学校法人会計基準に規定される会計帳簿並びに計算書等を作成し所轄庁に届けを行います。また、これら計算書は私立学校振興助成法（昭和 50 年 7 月 11 日法律第 61 号）第 14 条の規定に従い公認会計士又は監査法人による監査を行い、監査報告書を添付することが義務付けられています。さらに、学校法人会計基準（昭和 46 年 4 月 1 日文部省令第 18 号）に、学校法人が作成しなければならない計算書類として、①貸借対照表、②事業活動収支計算書、③資金収支計算書、④活動区分資金収支計算書、⑤注記事項及び⑥附属明細書並びに⑦財産目録が規定されています。



私立学校は、私人の寄附により設立されることから自主性を尊重され、学校運営を自立的に行う性質がある一方で公教育の一翼を担うという公共性を高く有するものです。公的教育機関としての社会的説明責任を果たす観点から教育情報を公開するものとし、平成 22 年 6 月 15 日に学校教育法施行規則の改正が公布されました。このことにより大学等が行う教育や研究活動の遂行、学生生徒の入学・在籍状況、卒業後の進路等、また、施設設備及び教職員等の教育組織・研究業績、併せて財務状況の公開が求められ、これら計算書類は、学校のホームページなどを通じて広く社会に公開することが求められています。社会的信用に対する責任を持つことも学校法人には必要とされています。